

## 宿泊約款

### (適用範囲)

#### 第1条

- 1 当ホテル(館)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテル(館)が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### (宿泊契約の申し込み)

#### 第2条

- 1 当ホテル(館)に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテル(館)に申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
  - (4) その他当ホテル(館)が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテル(館)は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### (宿泊契約の成立等)

#### 第3条

- 1 宿泊契約は、当ホテル(館)が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテル(館)が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテル(館)が定める申込金を、当ホテル(館)が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテル(館)が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテル(館)がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### (申込金の支払いを要しないこととする特約)

#### 第4条

- 1 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテル(館)は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテル(館)が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## (宿泊契約締結の拒否)

### 第5条

- 1 当ホテル(館)は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
  - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
  - (9) 鹿児島県旅館業法施行条例第5条の規定に準ずる。

## (宿泊客の契約解除権)

### 第6条

- 1 宿泊客は、当ホテル(館)に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテル(館)は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテル(館)が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。))は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテル(館)が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテル(館)が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当ホテル(館)は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## (当ホテル(館)の契約解除権)

### 第7条

- 1 当ホテル(館)は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
  - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 鹿児島県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
  - (8) 寝室での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテル(館)が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

## (宿泊の登録)

### 第8条

- 1 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテル(館)のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
  - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当ホテル(館)が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

## (客室の使用時間)

### 第9条

- 1 宿泊客が当ホテル(館)の客室を使用できる時間は、16時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当ホテル(館)は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
  - (1) 超過1時間事に1,000円(税金別途)
  - (2) 超過4時間を超えた場合は、一日分の基本宿泊料金とサービス料を頂きます。

## (利用規則の遵守)

### 第10条

- 1 宿泊客は、当ホテル(館)内においては、当ホテル(館)が定めてホテル(館)内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## (営業時間)

### 第11条

1 当ホテル(館)の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間 6時から23時

イ. 門限 無し【但し24時に入口施錠しますので、入口横のインターホンでお呼び下さい】

ロ. フロントサービス 23時

(2) 飲食等(施設)サービス時間:

イ. 朝食 7時から9時【最終入場8時30分】

ロ. レストラン カメリア 10時から15時【オーダーストップ14時30分】

ハ. ティーラウンジ コスモス 10時から18時【オーダーストップ17:45分】

ニ. お食事処 竹林 18時から21時30分【オーダーストップ21時】

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

## (料金の支払い)

### 第12条

1 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテル(館)が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテル(館)が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当ホテル(館)が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## (当ホテル(館)の責任)

### 第13条

1 当ホテル(館)は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテル(館)の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当ホテル(館)は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

## (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

### 第14条

1 当ホテル(館)は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当ホテル(館)は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテル(館)の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## (寄託物等の取扱い)

### 第15条

- 1 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテル(館)は、その損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ホテル(館)内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテル(館)の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテル(館)は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテル(館)に故意又は重大な過失がある場合を除き、50万円を限度として当ホテル(館)はその損害を賠償します。

## (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

### 第16条

- 1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテル(館)に到着した場合は、その到着前に当ホテル(館)が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテル(館)に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテル(館)は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテル(館)の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

## (駐車場の責任)

### 第17条

- 1 宿泊客が当ホテル(館)の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテル(館)は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテル(館)の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

## (宿泊客の責任)

### 第18条

- 1 宿泊客の故意又は過失により当ホテル(館)が損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテル(館)に対し、その損害を賠償していただきます。  
別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)
- 2 当ホテル施設内(指定喫煙場所を除く)は全て禁煙のため、客室内もしくは施設内で喫煙が確認できた場合は喫煙による客室クリーニング代及び客室販売売り止めの損害賠償を別表第3に掲げるところによります。

宿泊者が支払う総額

宿泊料金① 基本宿泊料金(室料(及び室料+朝食等の飲食料))
② サービス料(①×10%)
追加料金③ (飲食料及びその他の利用料金(①に含まれるものを除く))
税金 ④(消費税)
入湯税 ⑤大人150円(子供無料(0~12歳))

3 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは70%、寝具のみを提供したときは3,000円(税金別途)をいただきます。

寝具及び食事を提供しない幼児(添い寝)については、無料といたします。

4 当ホテルの設備及び備品を故意又は過失により破損し、客室の提供が出来なくなった場合その客室の提供が出来ない期間の基本宿泊料とサービス料を賠償して頂きます。

5 入湯税は、温泉利用の有無に関わらずご宿泊されたら宿泊者から收受致します。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

一般【1名から14名まで】
不泊・不着 100% 当日100% 前日50% 3日前20%
団体【14名から50名】
不泊・不着 100% 当日100% 前日80% 7日前50% 10日前30% 14日前20%
団体【51名から100名以上】
不泊・不着 100% 当日100% 前日100% 7日前50% 10日前30% 14日前30% 20日前20%

(注) 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

※夕食が発生している場合は、基本宿泊料+夕食代金も收受します。

2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を收受します。

3 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合は切り上げる。)にあたる人数については違約金は頂きません。

別表第3

客室内喫煙によるクリーニング代	シングル	1室につき2万円	(税金別途)
	ツインルーム	1室につき3万円	(税金別途)
	スイートルーム・和室	1室につき5万円	(税金別途)
客室内喫煙による客室売止め費用	客室停止日数×2万円		(税金別途)

(注) 客室売止日数は当ホテルの判断により実際に販売を差控えた日数とします。

ただし上限を10日分とします。

## 【利用規約】

当ホテルではお客様が安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款に基づいて、次のとおり利用規則を定めておりますのでお守りください。

この規則をお守りいただけない場合には、宿泊約款により、やむを得ずご宿泊およびホテル内諸施設のご利用をお断り申しあげることもございます。

また事故がおきた場合には、お客様に損害のご負担をいただくこともありますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

### 客室のご利用について

- 1 客室からの避難経路図は、客室入口ドアの裏側に提示してありますからご確認ください。
- 2 ご宿泊登録者以外の方の客室フロアへのご入場はご遠慮ください。
- 3 長期のご宿泊利用により、居住に関する法律上の権利が発生するものではないことをご了承ください。
- 4 未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可のない限り、お断りいたします。  
また心身耗弱、薬物、飲酒等により理性を失うなどして、他のお客様に迷惑と不安をおよぼすご利用者もご遠慮ください。
- 5 客室内および館内は全館禁煙になっております。喫煙は所定の定められた喫煙所でお願いたします。

### 部屋の鍵

- 1 ご滞在中お部屋からお出かけになるときは、施錠をご確認ください。  
外出の際は、鍵をフロントにお預け下さい。
- 2 ご在室およびご就寝の際は、必ずドアの「U字ロック」をおかけください。
- 3 お部屋の鍵は、当ホテルをご出発のとき必ずフロントにご返却ください。  
紛失・破損などによりご返却のないときは、鍵代金の実費をお支払いいただきます。

### 来訪者

- 1 ご訪問客とのご面会はロビーでお願いたします。
- 2 ドアをノックされた時は「U字ロック」をかけたままドアを開けるか、  
ドアスコープでご確認ください。なお不審者と思われる場合はフロントにご連絡ください。

### 客室内

- 1 客室内および廊下では、ホテルの許可なく暖房用・炊事用等の火気およびキャンドル等をご使用にならないでください。また客室内での調理は堅くお断りいたします。
- 2 当ホテルの許可なく客室を営業行為・事務所・パーティ等、宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
- 3 当ホテルの許可なく客室内の備品を移動したり、また客室内に造作を施し、  
あるいは改造したりしないでください。汚損・破損された場合は実費を頂きます。
- 4 客室内の小物備品は、客室外に持ち出さないでください。
- 5 外来者を客室内に引き入れたり、客室内の諸設備、諸物品などを使用しないでください。

## 当施設の暴力団排除条項について

### 【宿泊約款】

#### 宿泊契約締結の拒否

第1 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊の締結に応じないものとします。

- ① 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又は、その関係者 その他反社会的勢力(以下【暴力団等反社会的勢力】という。)であると当ホテルが認めた場合
- ② 宿泊しようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると当ホテルが認めた場合
- ③ 宿泊しようとする者が法人でその役員のうち暴力団員に該当する者
- ④ 宿泊しようとする者が他の宿泊・来館者に著しく迷惑を及ぼす言動をした場合
- ⑤ 宿泊しようとする者が当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行いまたは合理的範囲を超える負担を要求した場合

#### 当ホテルの契約解除権

第2 当ホテルは、宿泊者が次の事由に該当すると判明した場合、契約の解除するものとします。

- ① 暴力団等反社会的勢力
- ② 暴力団又は、暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
- ③ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
- ④ 他の宿泊・来館者に著しく迷惑を及ぼす言動をした者
- ⑤ 当ホテルもしくはその従業員に対して、暴力的な要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合

### 【宴会等ご利用規則】

#### 締結の拒否及び解除

第3 当ホテルは、次に掲げる事由に該当すると当ホテルが認めた場合においては、宴会利用契約の締結に応じないものとします。また、宴会利用契約を締結した後に該当すると判明した場合は、契約を解除するものとします。

- 1 宴会等に出席する利用客の中に次の事由に該当する者がいる場合
  - ① 暴力団等反社会的勢力
  - ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
  - ③ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者
- 2 当ホテルの他の宿泊者・来館者に著しく迷惑を及ぼす言動をした場合
- 3 当ホテルもしくはその従業員に対して、暴力的な要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合

令和2年3月10日施行  
ホテルグリーンヒル